６．誘導施設・誘導区域の設定

６－１．誘導区域設定の基準

誘導区域の設定に当たっては、立地適正化に関する基本方針に基づいて、次の様な設定基準を元に、土地利用現況、市街地の連続性及び災害の発生する恐れがある区域等を勘案して定めます。また、本来、都市機能誘導区域と居住誘導区域は同時に設定することを原則としています。本町の場合、現在までの市街地は、外枠を山林と農地が形成する緑の連携軸と、海側は水の連携軸に挟まれているという地形的な条件が成長境界線になり市街地の拡大を抑制し、コンパクトな市街地を形成してきました。今後、町役場を核とする中心拠点と野辺地駅を交通結節点とした都市拠点を結ぶ都市の連携軸を中心とした市街地の内側に、都市機能誘導区域を設定し、この区域を包括する範囲で居住誘導区域を設定することとしました。

６－２．誘導区域設定の方針

都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定することで、誘導方針としてあげた、①コンパクトシティの再編、②公共交通の形成、③安全な生活環境の形成を達成することを目的としていることから、誘導区域は、次の点に留意して設定します。

○　本町は、用途地域を定めていることから、この区域内の中心拠点及び都市拠点を基本とした誘導区域を設定します。ただし、用途地域外の馬門地区については、生活拠点として取り扱います。また、工業系用途地域を除きます。

○　中心拠点、都市拠点は、その中心となる町役場と野辺地駅を拠点施設とし、それぞれの徒歩圏（800m）、バス停からの徒歩圏（300m）を基本とします。生活拠点は、集落コミュニティの中心である馬門公民館からの徒歩圏（300m）を基本とします。

○　誘導区域に含まない区域

都市再生特別措置法第81条19項、同法施行令第30条及び都市計画法運用指針に示されている区域

・農用地区域
＜農業振興地域の整備に関する法律（昭和44（1969）年法律第58号））＞
・保安林の区域
＜森林法（昭和26（1951）年法律第249号）＞
・地すべり等防止区域
＜地すべり防止法（昭和33（1958）年法律第30号＞
・急傾斜地崩壊危険区域
＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44（1969）年法律第57号)＞
・土砂災害特別警戒区域
＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12（2000）年法律第57号)＞

６－３．都市機能誘導区域

６－３－１．都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、以下の考え方に基づき設定します。

なお、都市機能誘導区域は本町がこれまでに形成してきたコンパクトな市街地を維持するため、用途地域内に設定することを基本とします。なお、既成集落である馬門地区は、地域コミュニティの中心であることから、生活拠点として位置づけ、都市機能誘導区域の設定を検討します。

表 36　都市機能誘導区域の考え方

都市計画運用指針	・都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。 ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。
立地適正化作成の手引き	・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
留意点	・都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものである。

６－３－２．都市機能誘導区域の設定

誘導区域の条件等を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。

図 96 都市機能誘導区域の設定フロー

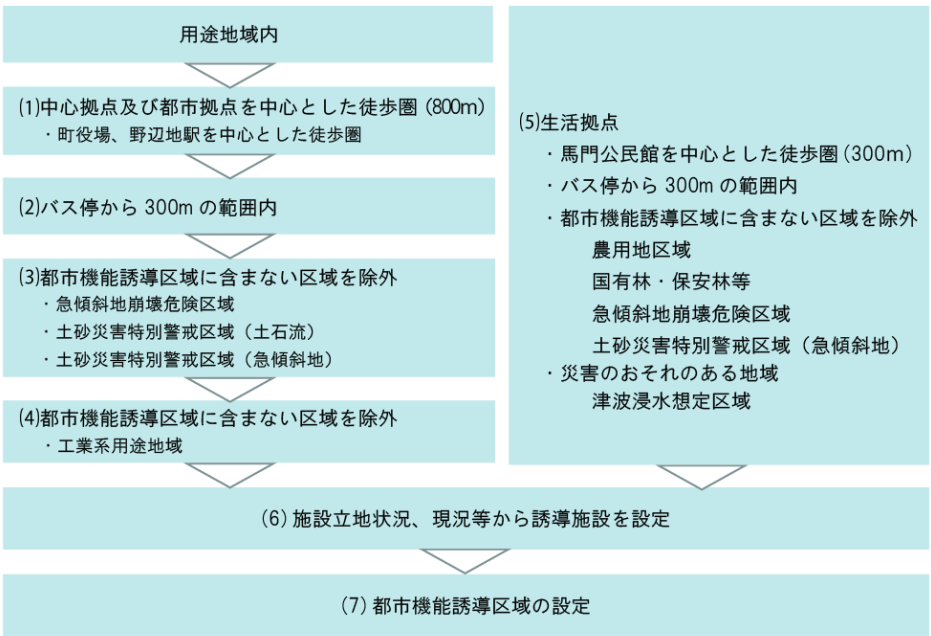

(1) 中心拠点及び都市拠点を中心とした徒歩圏（800m）

・町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏

図 97　町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏①

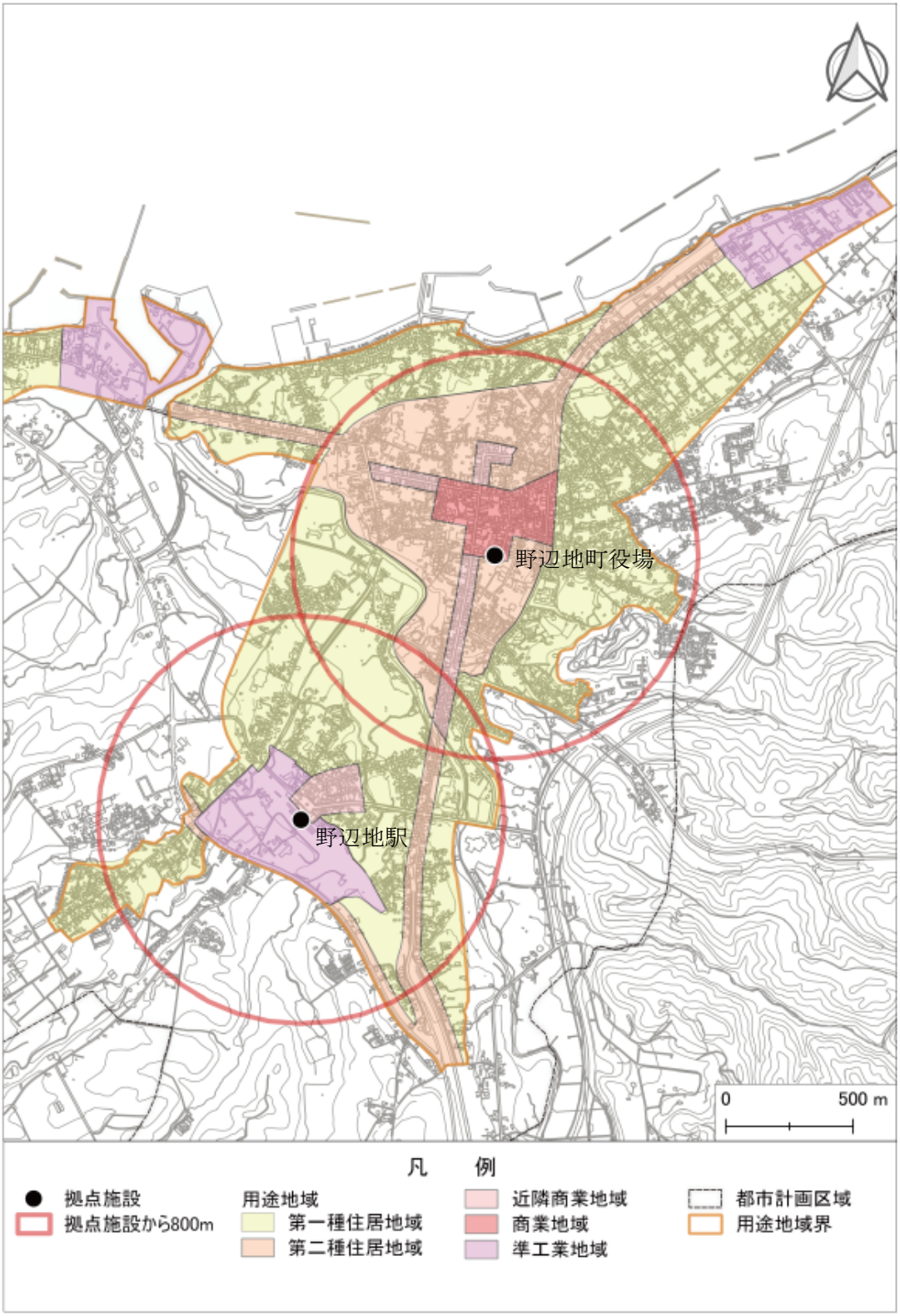

(2)バス停から300ｍの範囲内

図 98　町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏②

(3)都市機能誘導区域に含まない区域を除外

・急傾斜地崩壊危険区域

・土砂災害特別警戒区域（土石流）　・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）

図 99　町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏③

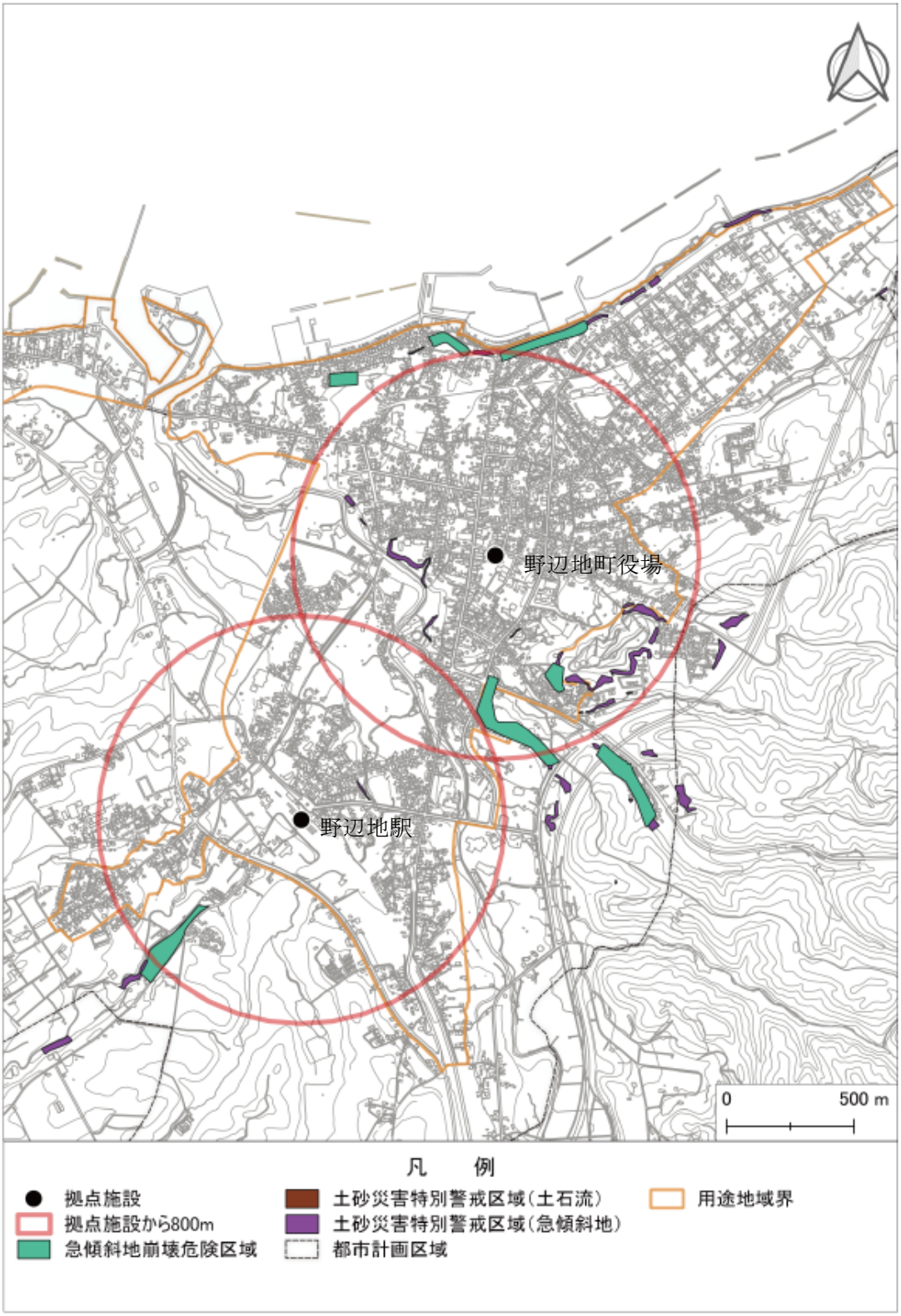

(4)都市機能誘導区域に含まない区域を除外

・工業系用途地域

図 100　町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏④

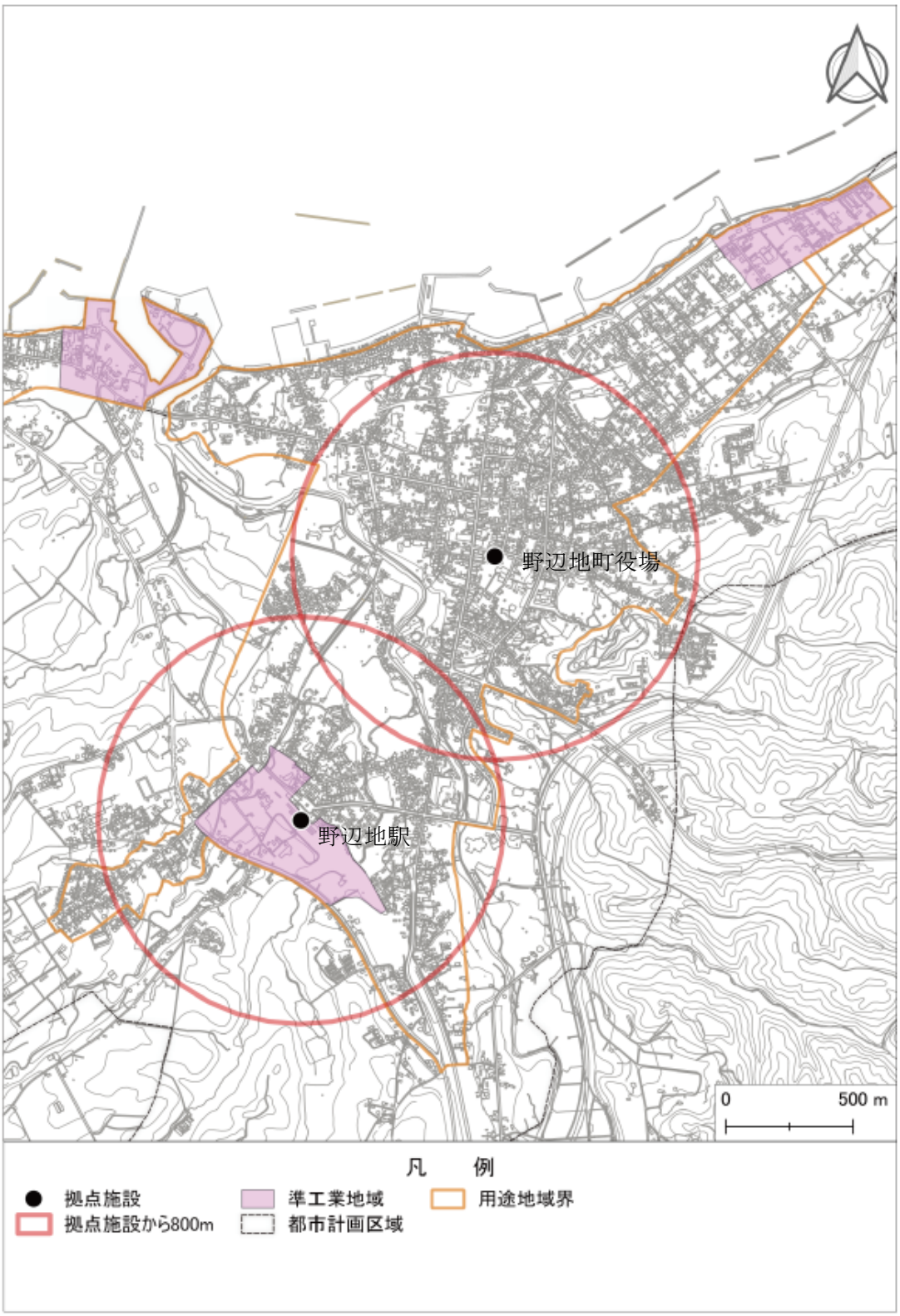

(5)生活拠点

・馬門公民館を中心とした徒歩圏(300m)　・バス停から300m範囲

・都市機能誘導区域に含まない区域を除外（農用地区域・国有林保安林等・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地））

図 101　馬門公民館を中心とした徒歩圏①

・災害のおそれのある地域（津波浸水想定区域）

図 102　馬門公民館を中心とした徒歩圏②

(6)施設立地状況

①都市計画区域全体の立地状況

図 103　都市計画区域全体の立地状況

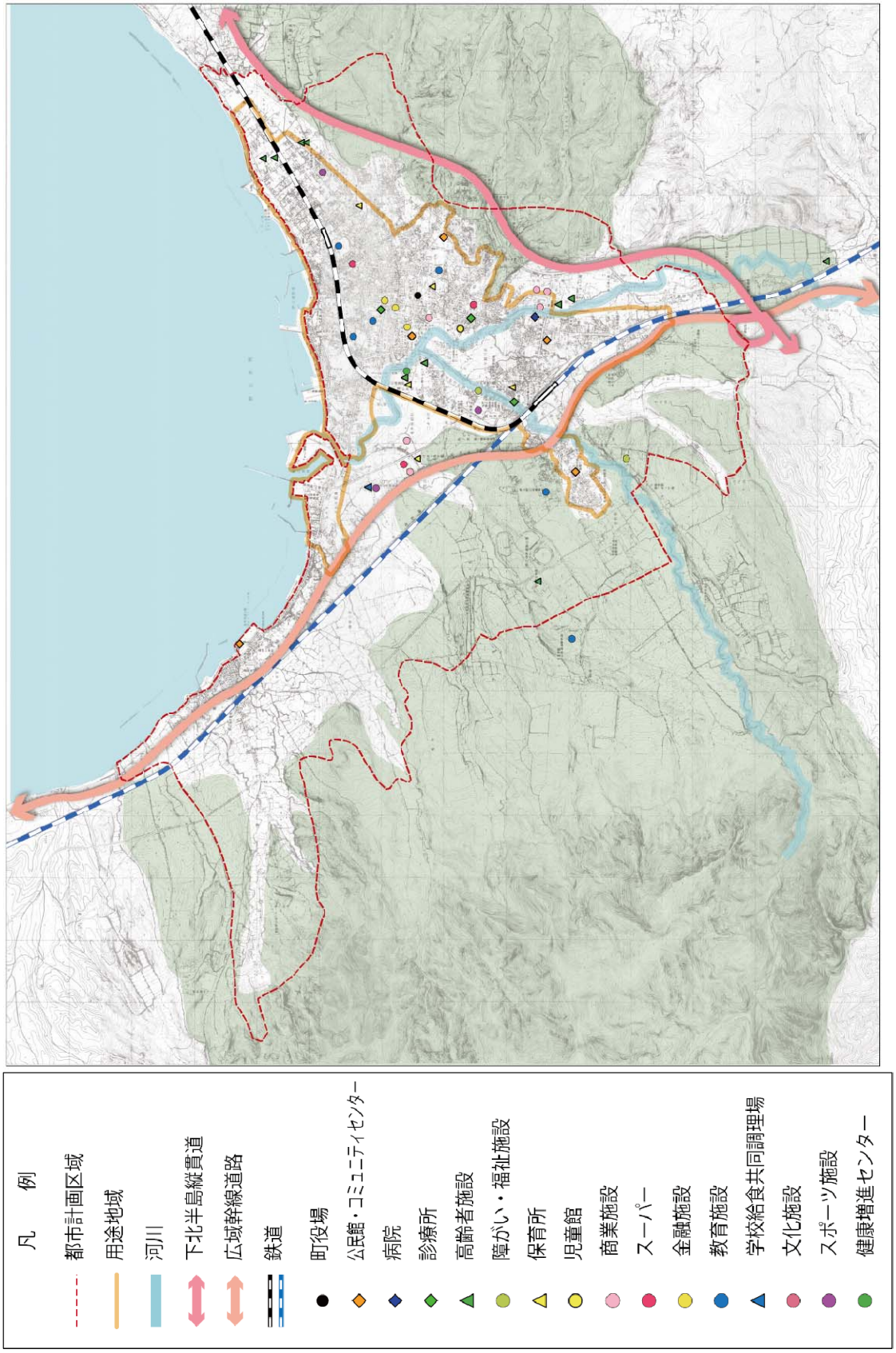

②公民館・コミュニティセンター

図 104　公民館・コミュニティセンターの立地状況

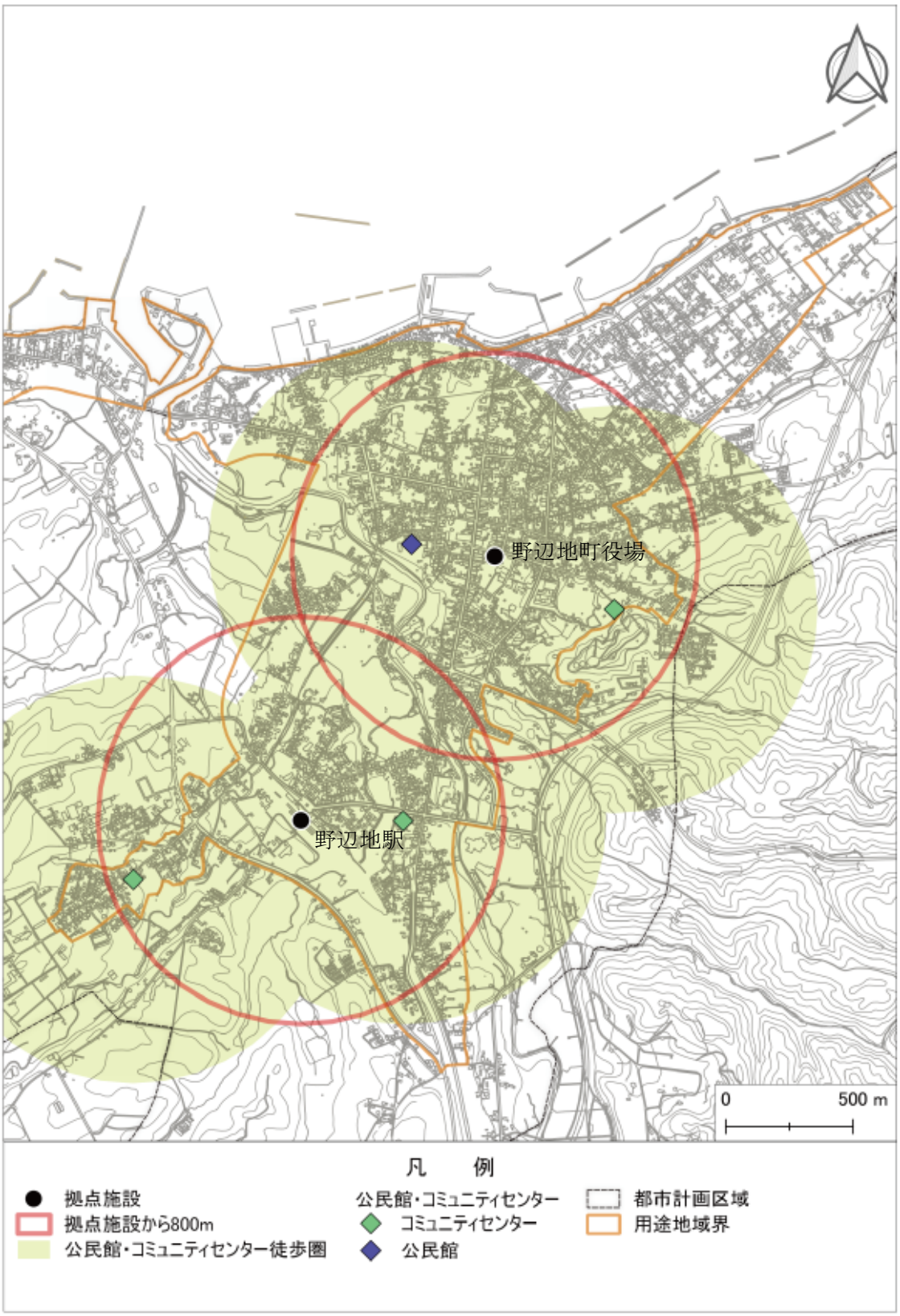

③医療施設

図 105　医療施設の立地状況

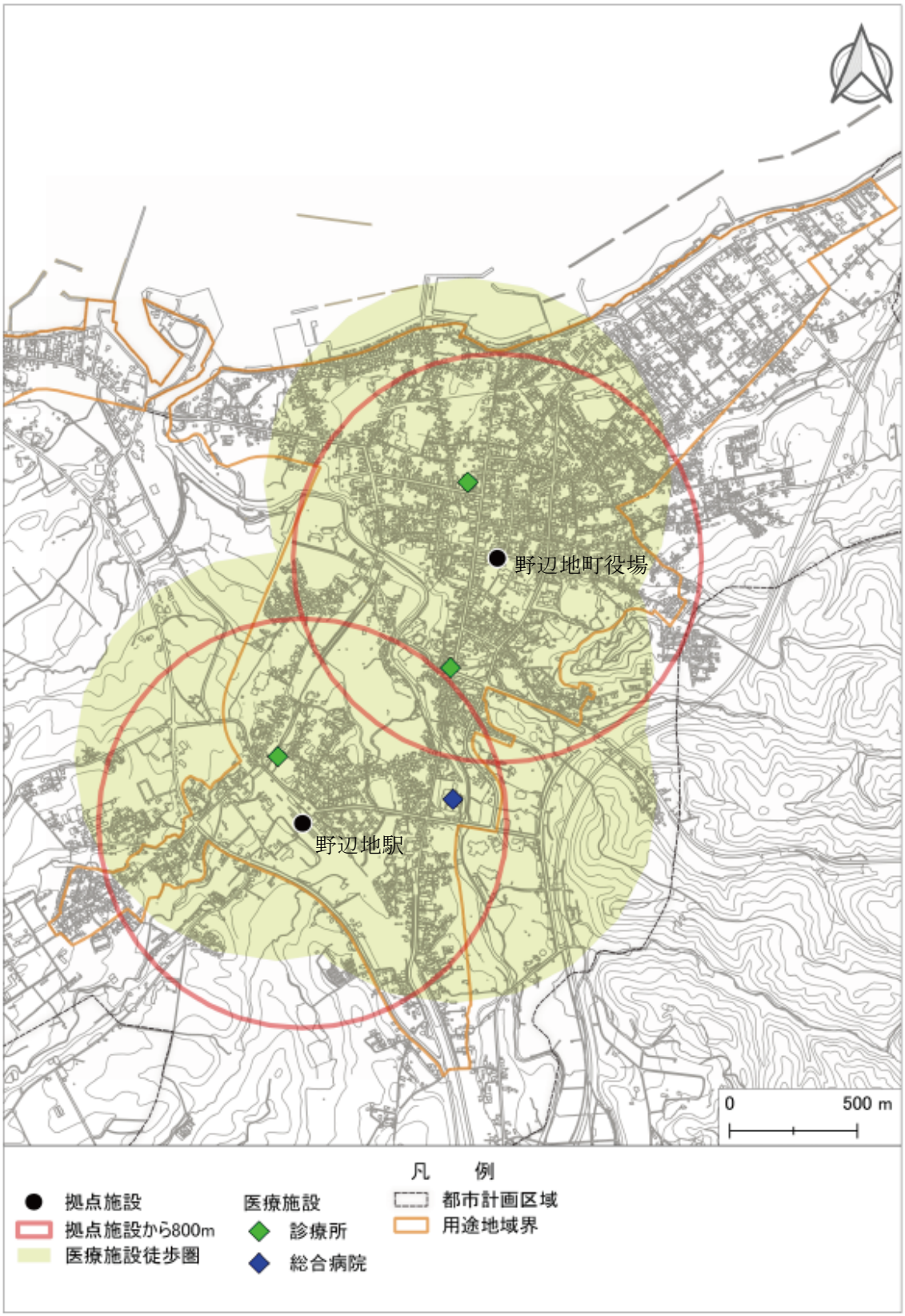

④高齢者福祉施設

図 106　高齢者福祉施設の立地状況

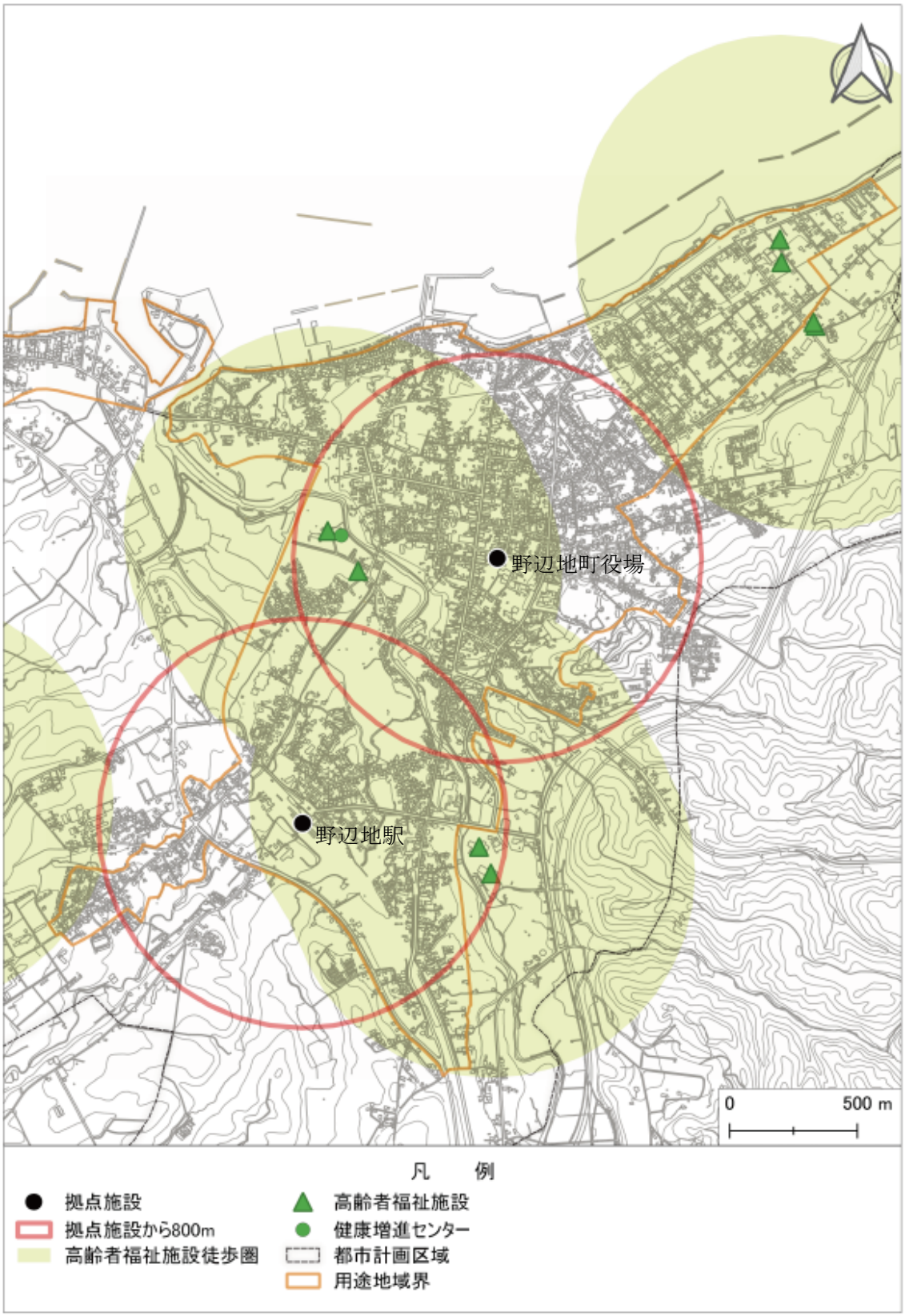

⑤障がい者福祉施設

図 107　障がい者福祉施設の立地状況

⑥子育て支援施設

図 108　子育て支援施設の立地状況

⑦商業施設

図 109　商業施設の立地状況

⑧学校教育施設

図 110　学校教育施設の立地状況

⑨スポーツ施設

図 111　スポーツ施設の立地状況

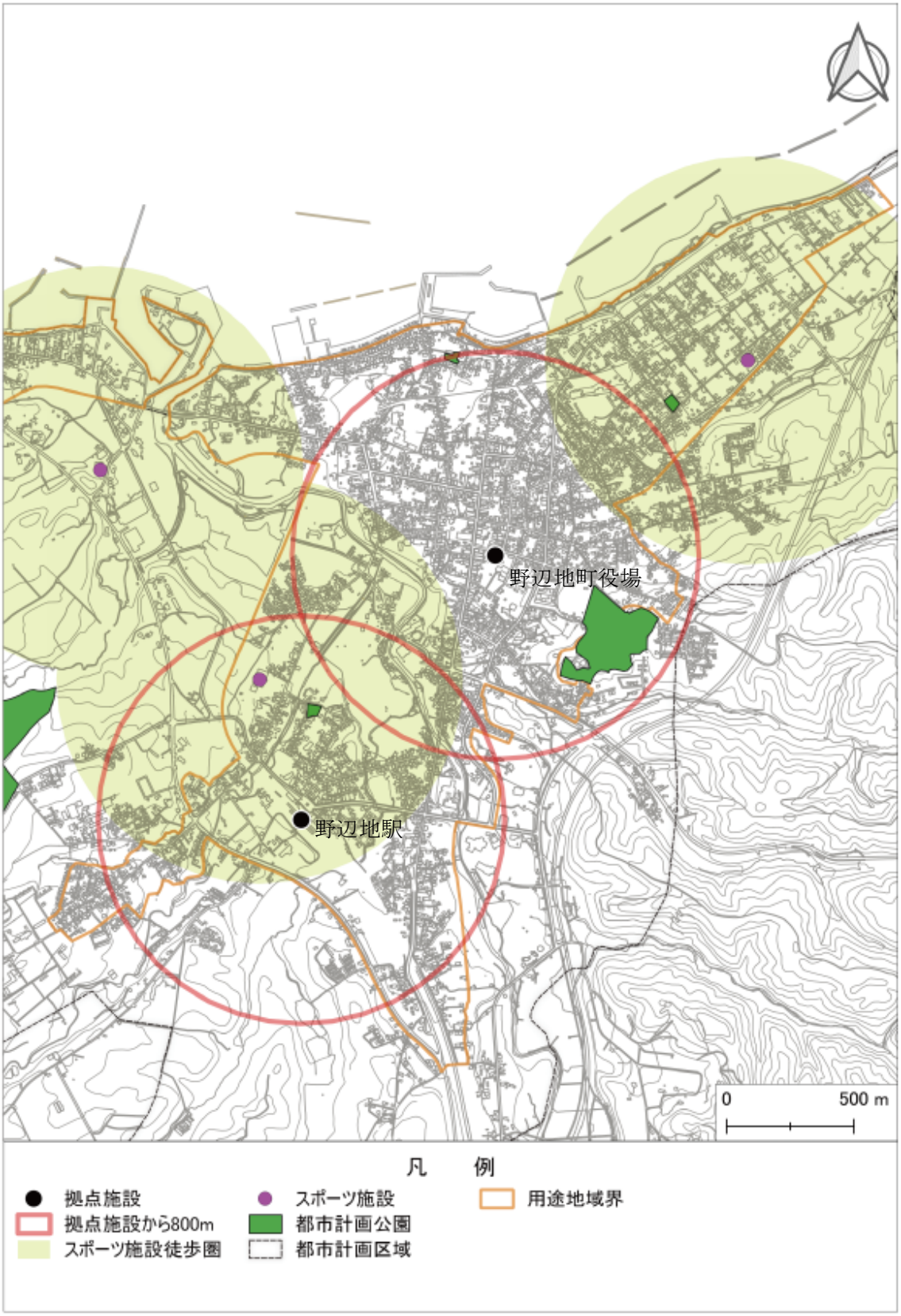

(7)都市機能誘導区域の設定

中心拠点・都市拠点（町役場・駅前周辺地区）・生活拠点（馬門公民館周辺地区）について様々な条件を総合的に評価して、都市機能誘導区域の設定をします。

図 112　都市機能誘導区域の設定

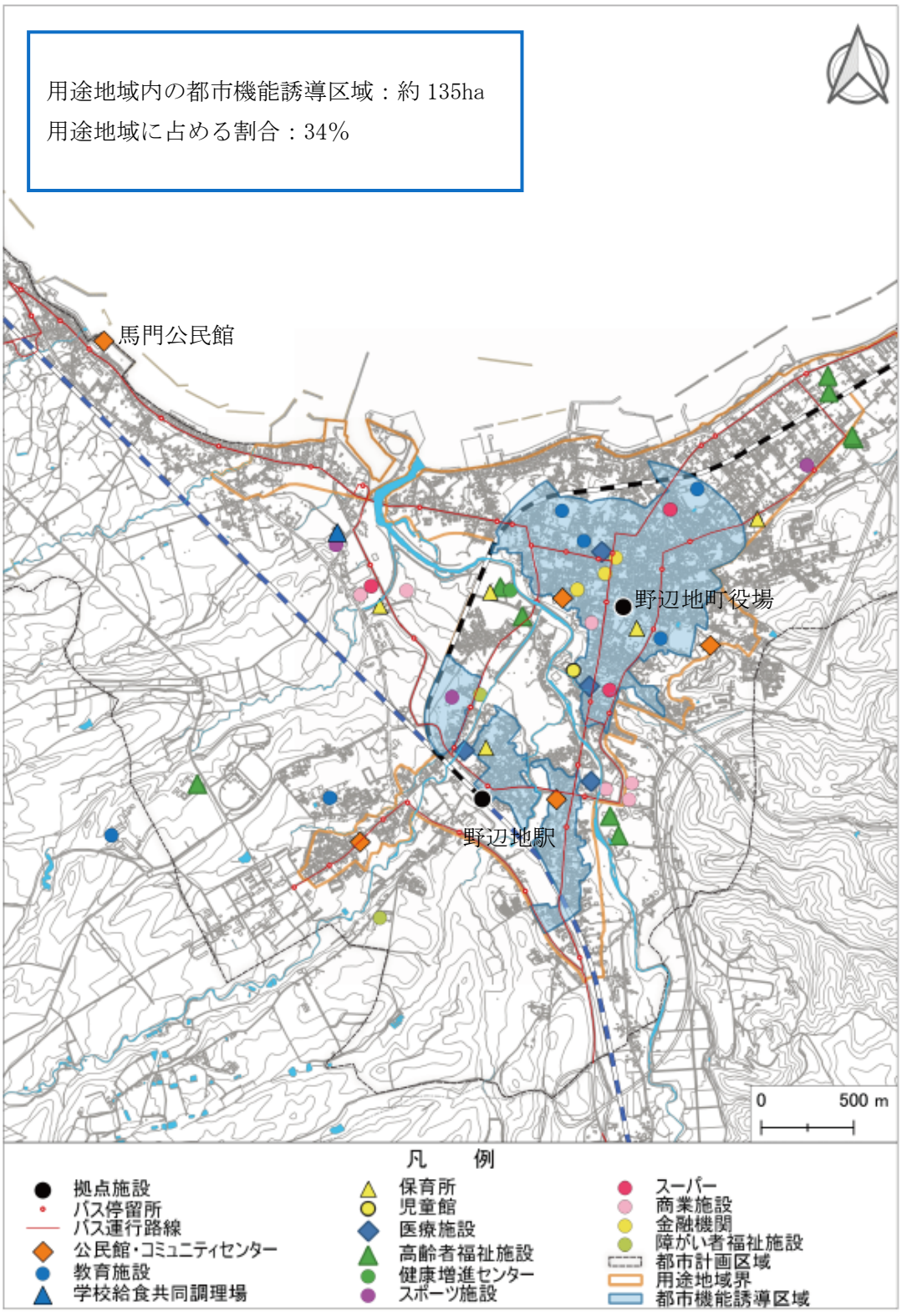

６－３－３．誘導施設の考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定します。

表 37　誘導施設の考え方

都市計画運用指針	・病院、診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設 ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設 ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館や博物館等の文化施設及びスーパーマーケット等の商業施設 ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
立地適正化作成の手引き	・誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要。 ・また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出、流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる。
留意点	・誘導施設名に個別名称を書き込むべきではない。※例：○○市立博物館 ・届け出対象を明確化するために施設の詳細（規模、種類等）を記載すること。 ※建築基準法の別表を参考にすることも考えられる。 ・誘導施設を位置づけていない都市機能誘導区域が仮に定められた場合、当該区域は法律で規定している「都市機能誘導区域」に該当しない。

これらの考え方に基づき、誘導施設を設定するために、本町の公共建築物と住民の生活を支える利便施設の立地状況を確認し、誘導施設を配置するための目安として、それぞれの施設が日常生活に必要な施設か、非日常的に必要な施設であるかの分類を検討します。

６－３－４．公共施設等の現状

野辺地町公共施設等総合管理計画に記載されている公共建築物は次のとおりです。

表 38　公共建築物一覧

類型	施設分類		主な対象施設
	大分類	小分類	
公共建築物	学校教育系施設	小中学校	野辺地小、若葉小、野辺地中、馬門小（令和５年３月廃校）
		その他教育施設	学校給食共同調理場
	生涯学習系施設	町民文化系施設	中央公民館、馬門公民館、勤労青少年ホーム　他
		社会教育系施設	歴史民俗資料館、町立図書館
		ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	町立体育館、町立運動公園、観光物産 PR センター　他
	産業系施設	産業系施設	むらおこし物産加工施設、のへじ活き活き常夜燈市場　他
	福祉系施設	子育て支援施設	児童館
		保健・福祉施設	老人福祉センター、健康増進センター　他
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎
		その他行政系施設	消防分団屯所、車庫、倉庫　他
	公営住宅	公営住宅	敦平団地、みどりヶ丘団地、駅前団地、前平団地
	都市基盤施設	公園	公園トイレ、児童公園トイレ
		その他都市基盤施設	公衆トイレ
	供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物最終処分場
	その他の施設等	その他の施設等	旧野村家住宅離れ（行在所）、旧小中野保育所　他
インフラ施設	道路	道路	町道（１級、２級、その他）
		農道	農道
		林道	林道
	橋りょう	橋りょう	橋りょう
	上水道	浄水場等	新田浄水場、琵琶野浄水場、馬門浄水場　他
		管路	導水管・送水管・配水管等

資料：野辺地町公共施設等総合管理計画（令和４（2022 年）年３月）より作成

６－３－５．誘導施設の区分

公共建築物と住民の生活を支える利便施設を日常的に必要な施設と非日常的に必要な施設に区分して検討します。

図 113　誘導施設の区分

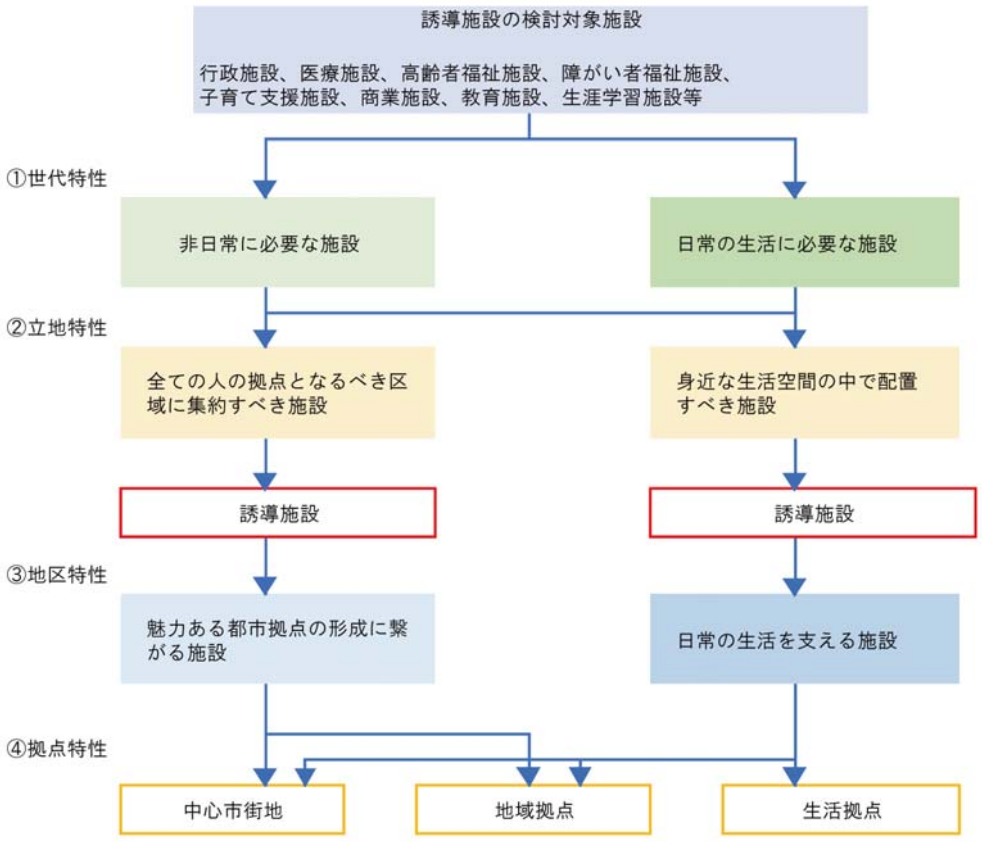

表 39　対象施設の区分及び施設数

施設区分	施設の種類	必要なサービス		立地状況	
		非日常	日常	用途地域内	白地地域
行政	町役場	○		1	0
生涯学習	公民館	○		1	1
	コミュニティセンター	○		3	1
	歴史民俗資料館・図書館	○		2	0
医療	総合病院	○		1	0
	診療所		○	3	0
高齢者・福祉	老人福祉センター	○	○	1	0
	健康増進センター		○	1	0
	高齢者福祉施設		○	1	6
	高齢者福祉施設（通所）		○	2	0
障がい・福祉	障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等		○	1	1
子育て支援	保育所		○	4	1
	児童館	○		1	0
商業	大規模商業店舗	○		3	3
	商業店舗（食品スーパー）		○	2	1
	金融施設		○	3	0
教育	幼稚園		○	1	0
	小学校		○	2	0
	中学校、学校給食共同調理場	○		1	0
スポーツ	運動公園	○		0	1
	愛宕公園・街区公園		○	4	1
	町立体育館、屋内温水プール等	○		2	1

6-3-6. 誘導施設の設定

各地区の誘導施設方針により、誘導施設を設定します。

・町役場周辺地区

現在の施設を維持しつつ、適度に商業用地、業務用地、住宅用地が混在した市街地を形成します。中心市街地としていのにぎわいを創出します。

・野辺地駅周辺地区

交通結節点としての都市機能を集積します。

地域交通の要としての機能の充実を図ります。

・馬門公民館周辺地区

古くからの生活拠点としての集落を維持し、持続可能なコミュニティ形成を推進します。しかし、津波浸水想定区域に含まれる地域であることから、誘導施設の設定はしません。

表 40　誘導施設の設定

都市機能	誘導施設	定義	根拠法	立地状況	
				町役場周辺	野辺地駅周辺
行政	町役場		地方自治法	○	－
生涯学習	公民館		社会教育法	○	○
	図書館		図書館法	○	－
医療	総合病院	医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの	医療法	－	○
	診療所	医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの	医療法	○	○
高齢者・福祉	老人福祉センター		老人福祉法	○	－
	高齢者福祉施設		介護保険法	－	○
	高齢者福祉施設（通所）		介護保険法	○	－
障がい・福祉	障がい者支援施設		障害者総合支援法	－	○
子育て支援	保育所		児童福祉法	○	○
	児童館		児童福祉法	○	－
商業	大規模商業店舗	日常生活に必要な生鮮食料品や日用品を販売する店舗（大規模小売店舗立地法第3条、同法施行令第2条に規定する基準面積1,000㎡以上）	大規模小売店舗立地法	○	○
	金融施設		銀行法	○	－
教育	幼稚園		学校教育法	○	－
	小学校		学校教育法	○	－

６－４．居住誘導区域

６－４－１．居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、以下の考え方に基づき設定します。

都市機能誘導区域において設定された利便性の高い区域を包括する形で、用途地域内に居住誘導区域を設定します。

表 41　居住誘導区域の考え方

都市計画運用指針	・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。 ・居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。
立地適正化作成の手引き	・生活利便性が確保される区域 ・生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域 ・災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域
留意点	・災害のおそれのある地域に留意して定める。

６－４－２．居住誘導区域の設定

都市機能誘導区域を含むエリアを基本として、居住誘導区域を設定します。

図 114　居住誘導区域の設定フロー

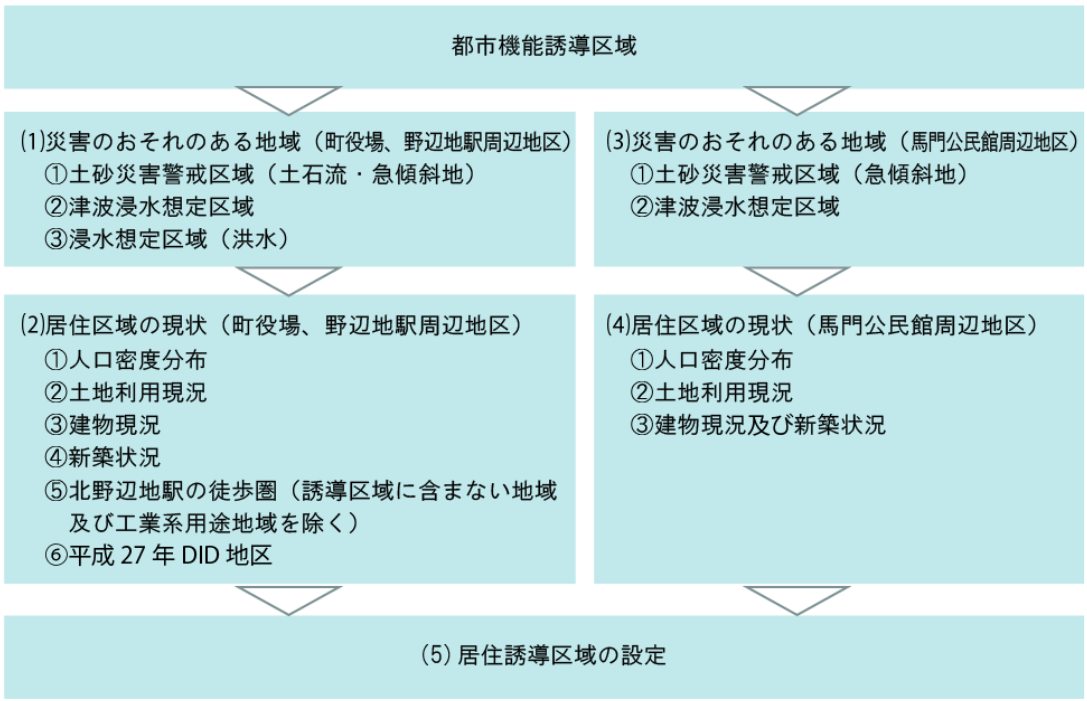

(1)災害のおそれのある地域（町役場、野辺地駅周辺地区）

①土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地）②津波浸水想定区域

図 115　災害のおそれのある地域（町役場、野辺地駅周辺地区）①

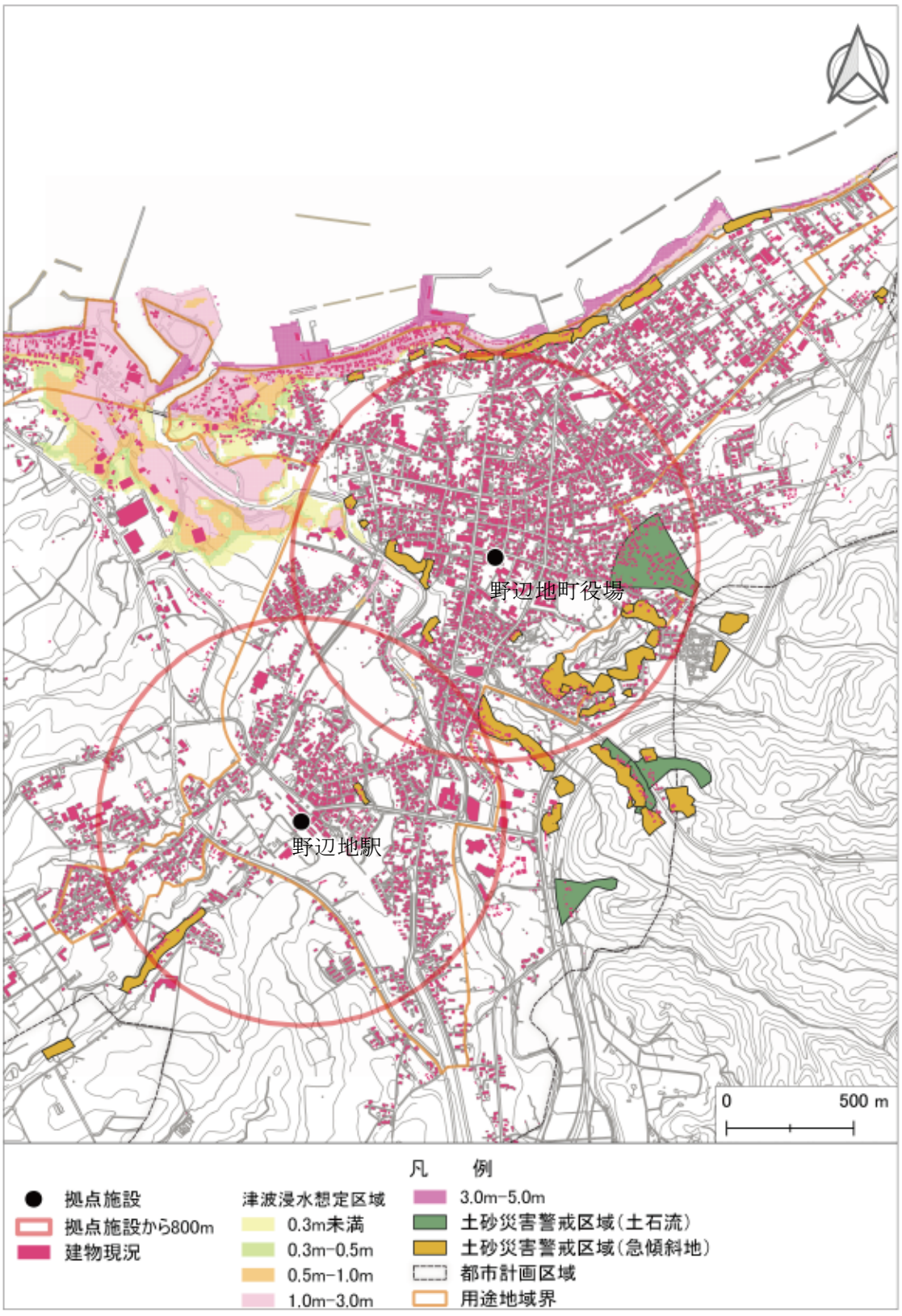

③浸水想定区域（洪水）

図 116　災害のおそれのある地域（町役場、野辺地駅周辺地区）②

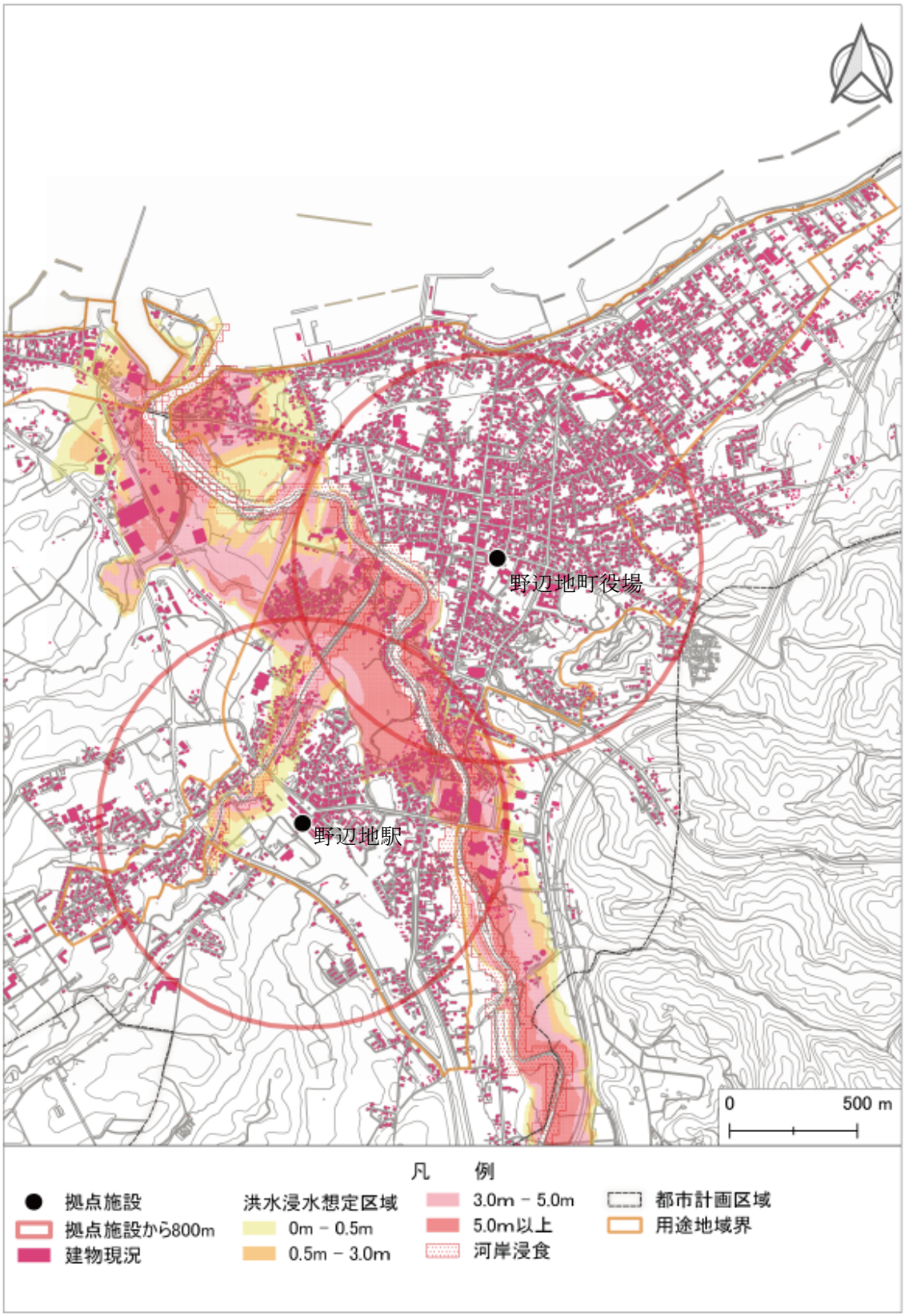

(2)居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）

①人口密度分布

図 117　居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）①

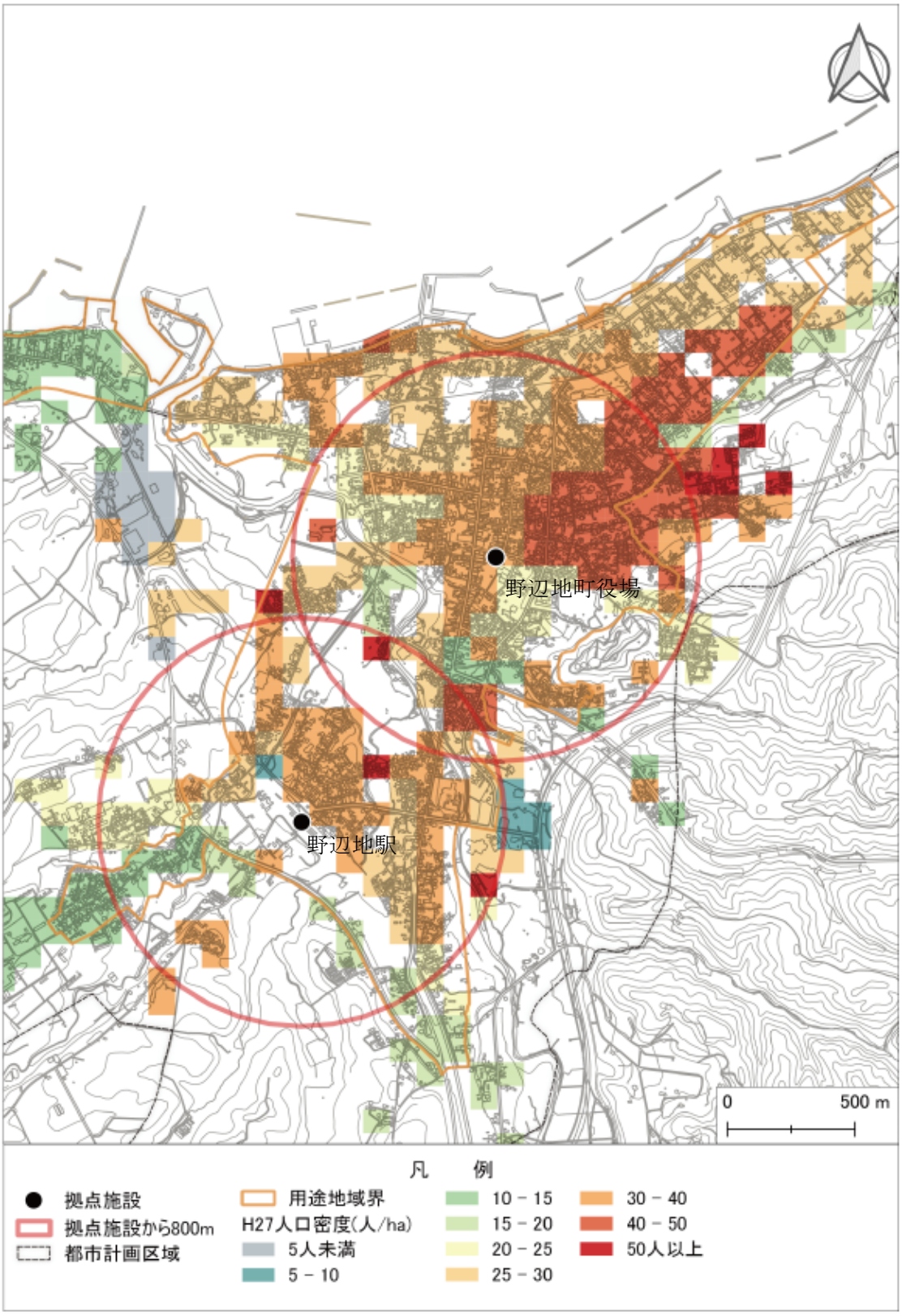

②土地利用現況

図 118　居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）②

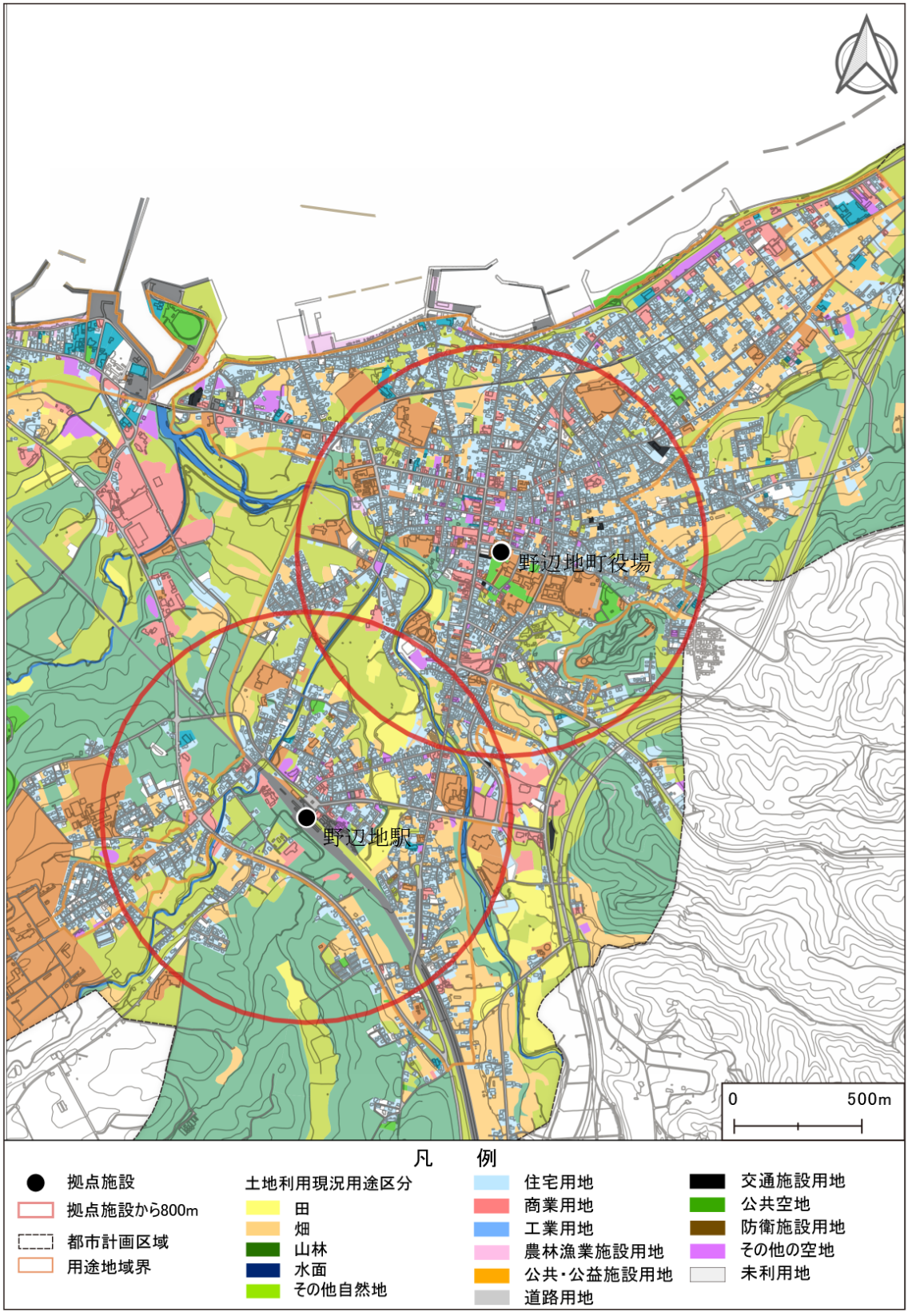

資料：野辺地町都市計画基礎調査（平成 31（2019）年 3 月）

③建物現況

図 119　居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）③

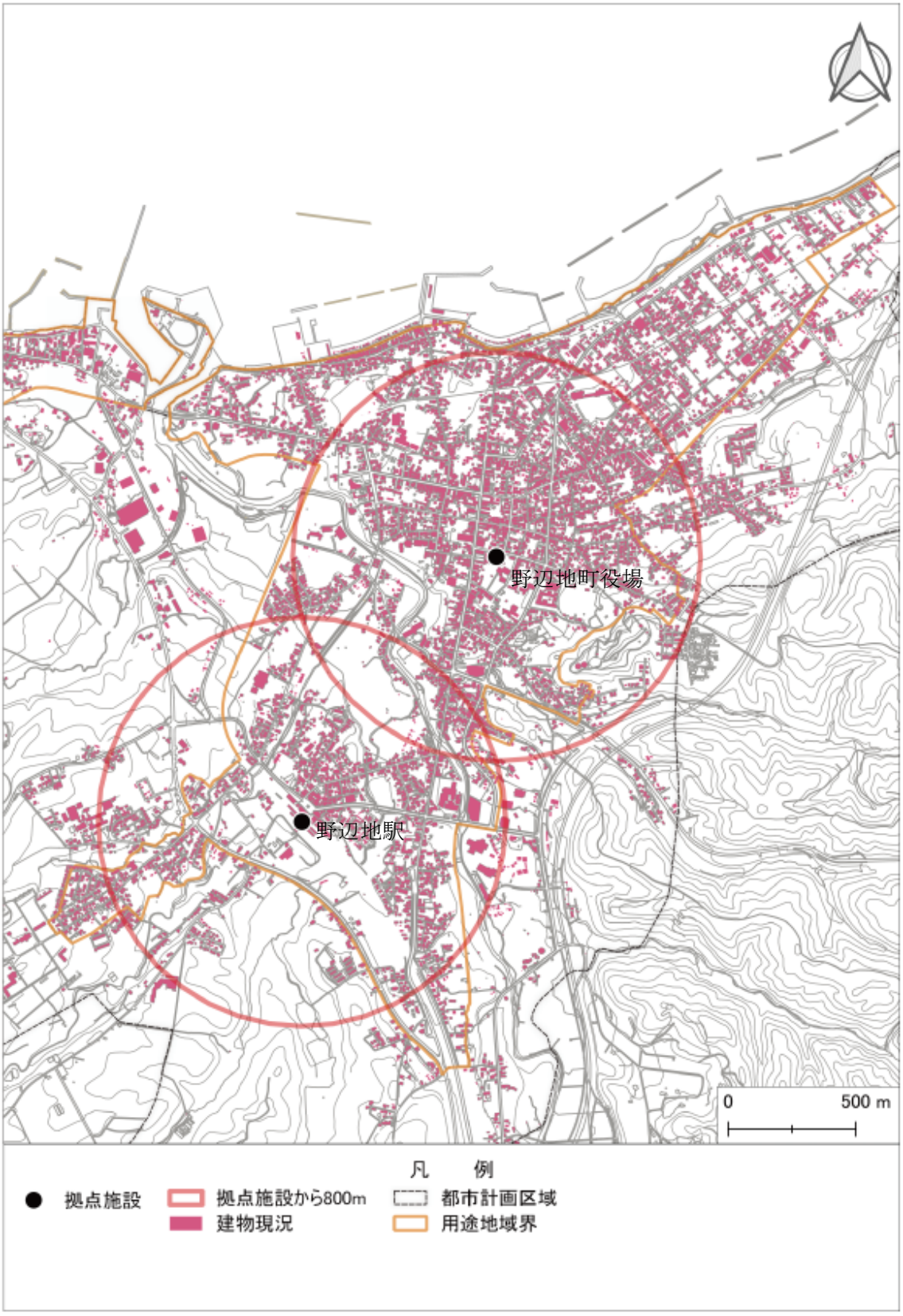

資料：野辺地町都市計画基礎調査（平成 31（2019）年 3 月）

④新築状況

図 120　居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）④

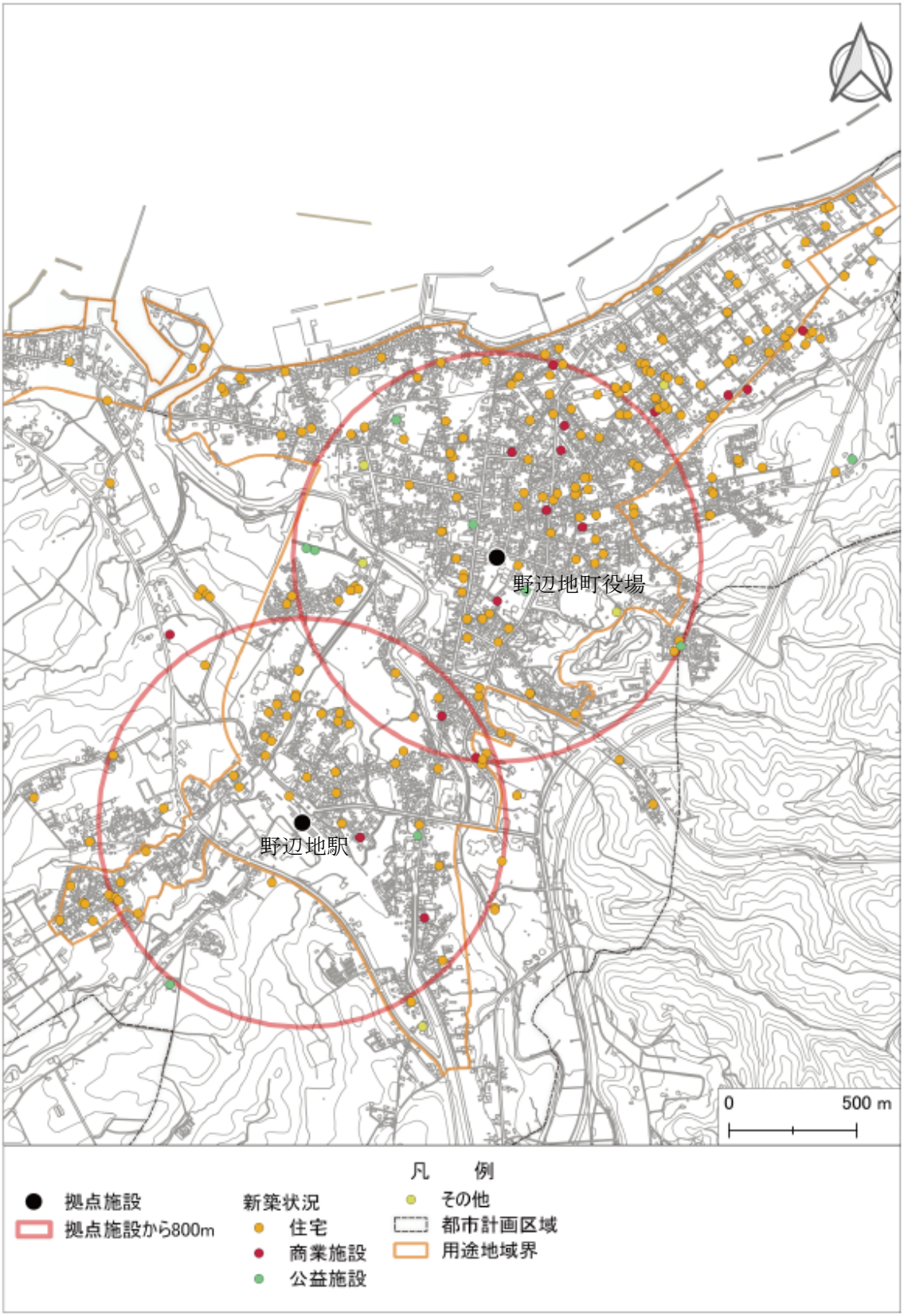

資料：野辺地町都市計画基礎調査（平成 31（2019）年 3 月）

⑤北野辺地駅の徒歩圏（誘導区域に含まない地域及び工業系用途地域を除く）

図 121　居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）⑤

⑥平成27（2015）年DID地区（誘導区域に含まない地域及び工業系用途地域を除く）

図 122　居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）⑥

(3)災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）

①土砂災害警戒区域（急傾斜地）②津波浸水想定区域

図 123　災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）①

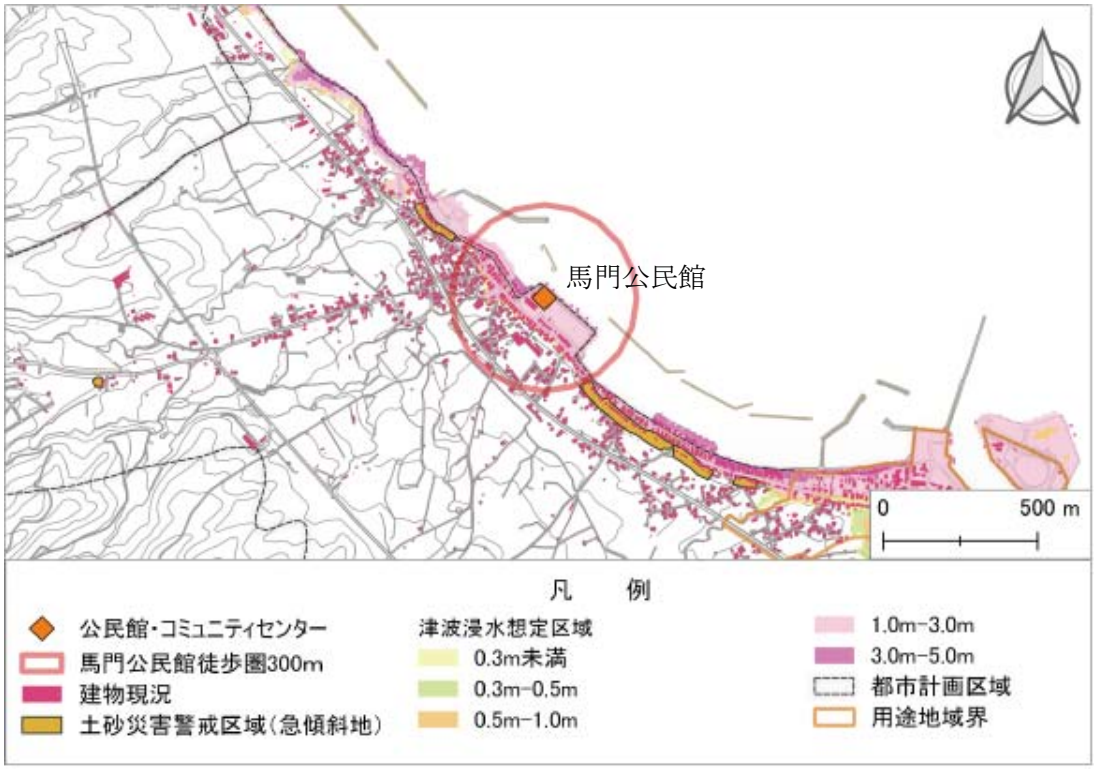

(4)居住区域の現状（馬門公民館周辺地区）

①人口密度分布

図 124　災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）②

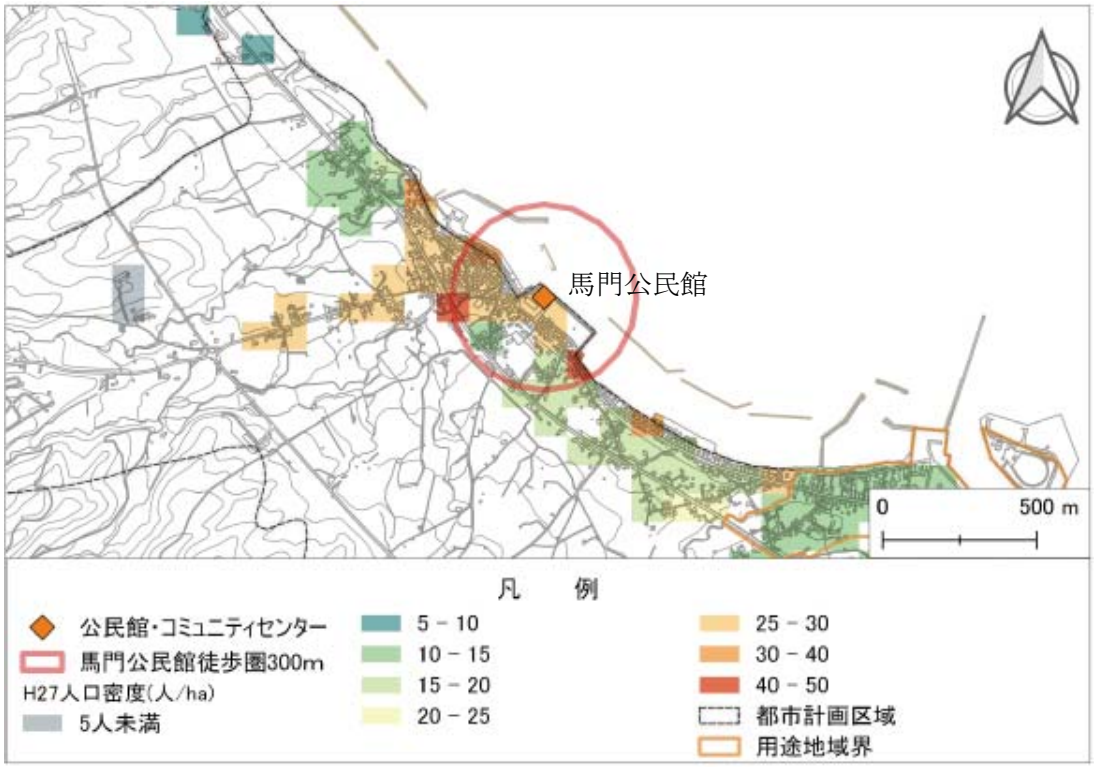

②土地利用現況

図 125　災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）③

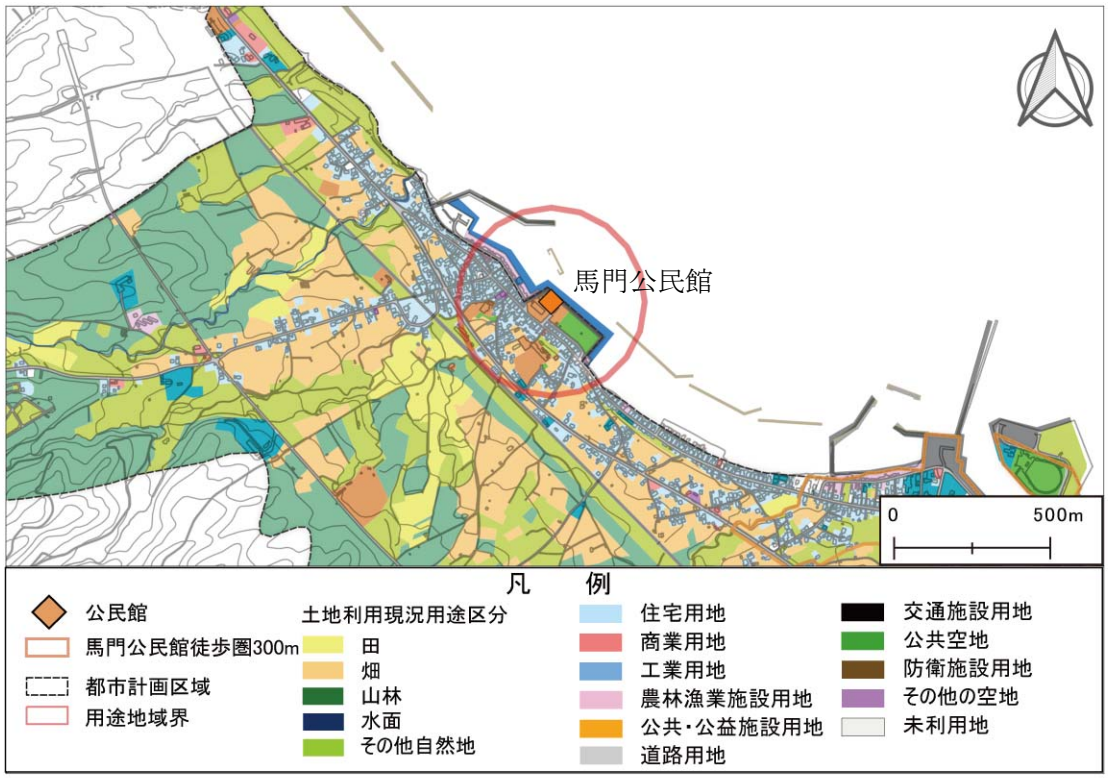

資料：野辺地町都市計画基礎調査（平成 31（2019）年 3 月）

③建物現況及び新築状況

図 126　災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）④

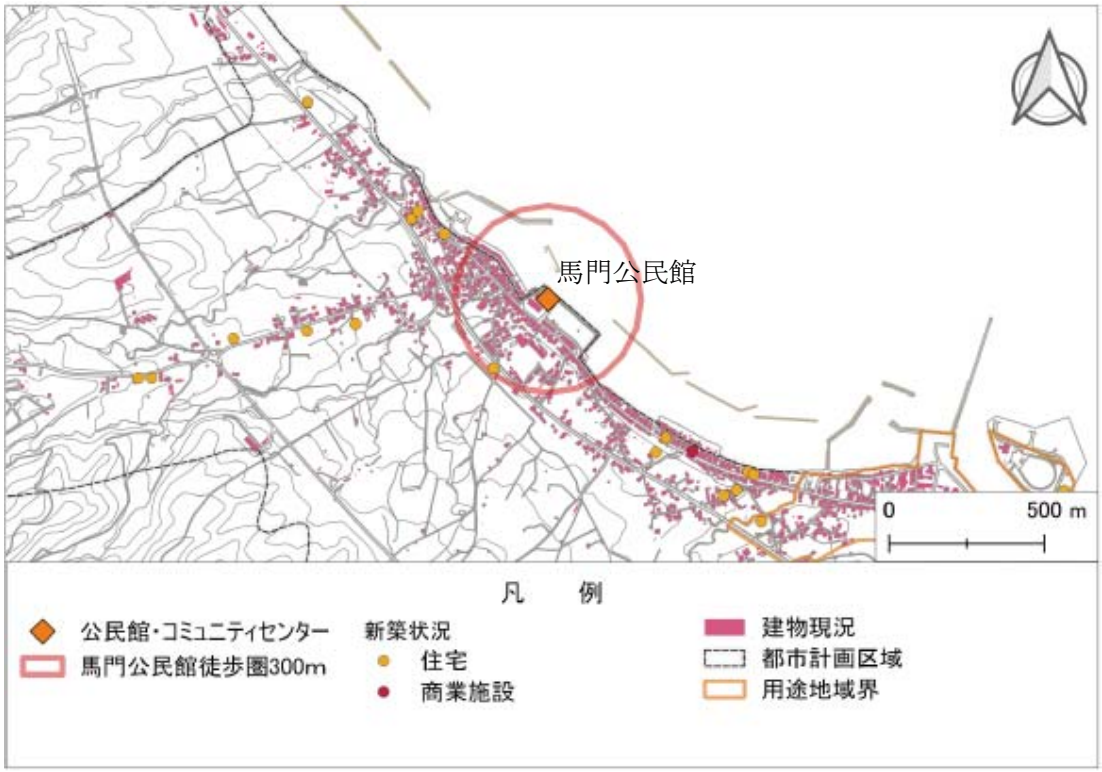

資料：野辺地町都市計画基礎調査（平成 31（2019）年 3 月）

(5)居住誘導区域の設定

中心拠点・都市拠点（町役場・駅前周辺地区）・生活拠点（馬門公民館周辺地区）について様々な条件を総合的に評価して、居住誘導区域を設定します。

図 127　居住誘導区域の設定

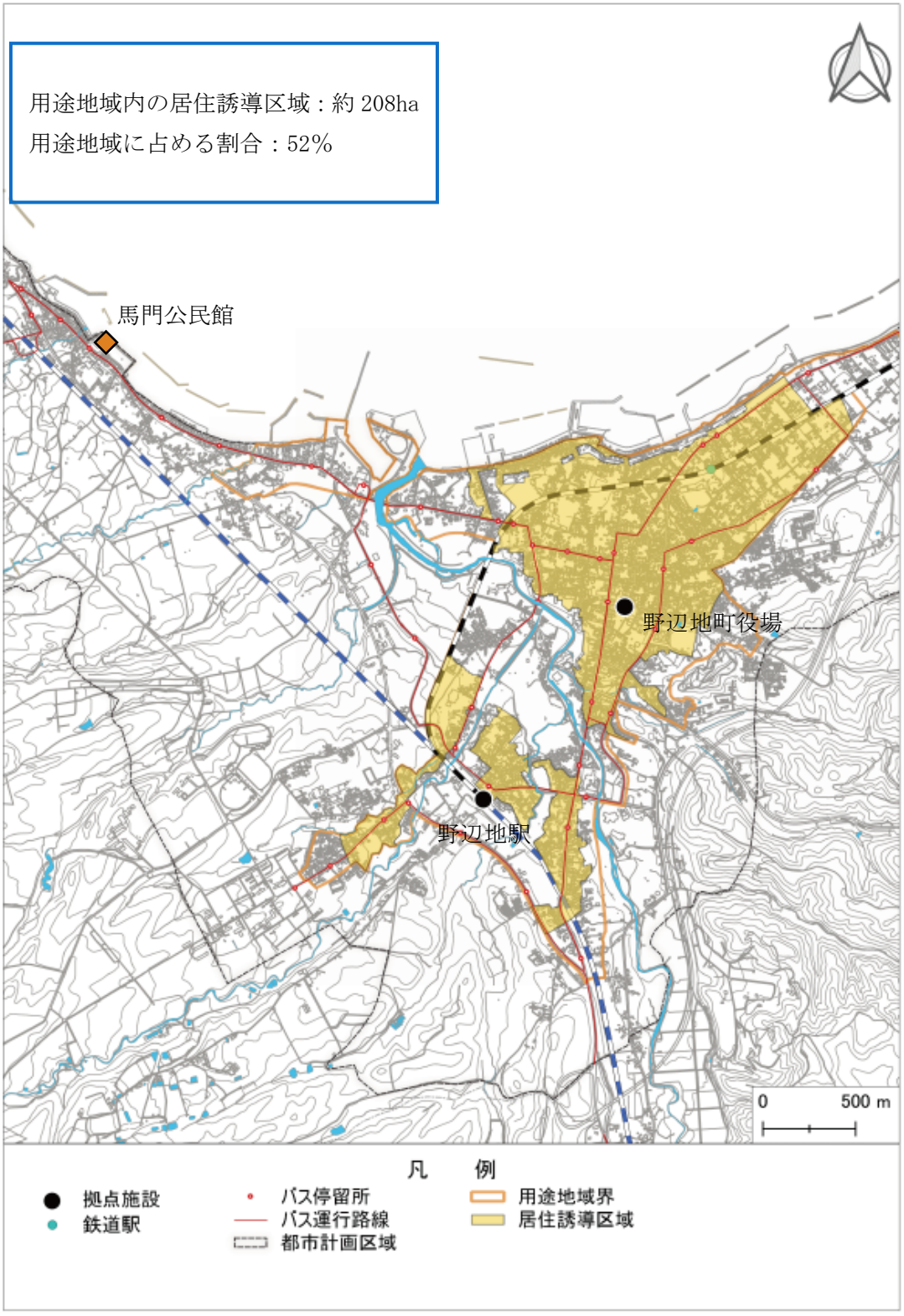

６－５．誘導区域についての方針

本計画で取り組むべき課題について、都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定を基に、他の計画・施策との連携を図り具体的なアクションプランを実施する必要があります。

６－５－１．人口減少に伴う人口密度の低下

本町は、地理的条件等から市街地が拡大することもなく、野辺地町役場周辺の中心市街地に人口の集積が見られましたが、令和２（2020）年の国勢調査では、DID（人口集中地区）が消滅しました。こういった人口密度の低下は、都市の魅力が減少する負のスパイラルに陥ることになります。「野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、年間観光入込客数の増加や出生率の増加等を重点的な目標としています。しかし、20～39歳若年女性人口が急激に減少していることが課題になっています。これは、本町に産科病院がなくなったことも大きな要因になっていることから、周辺市町村との医療連携システムの構築が求められます。一方、野辺地町空家等対策計画では、中心市街地周辺の空家の増加によるスポンジ化の現象が顕在化してきています。もともと、この地区は都市環境が充実していることから、今後、都市計画と連携し、空地、空家の有効利用として子育て世代のニーズやコストパフォーマンスに合わせたリノベーション等を実施し提供することや、商業地と住宅地の混在による子育て世代の定住化促進を視点とした市街地の再編を図ることを検討します。

６－５－２．公共交通の維持

誘導区域内は、鉄道又はバスからの徒歩圏に入っています。しかし、現在のような鉄道や民間による路線バスの運行が、今後、人口減少、超高齢社会に対応した交通手段としての役割を維持することは難しいと考えられます。従来から、路線バスは主要な公共交通の手段として、サービスを提供してきました。しかし、路線延長が長い路線バスによるサービスの供給は、乗合バス事業の収支の悪化、運転手不足の深刻化等の影響により維持することが困難になる可能性もあります。立地適正化計画が求めるコンパクトシティと地域公共交通計画との連携を図り、「町民の日常の生活を支える公共交通網の形成」のため、生活拠点内を地区内交通として、地域コミュニティと連携し、デマンド型交通を基本とした新しいモビリティサービスの提供や、路線バスやコミュニティバスを基本として、生活拠点と中心拠点または都市拠点を支線交通網とし、中心拠点と都市拠点を幹線交通網とした段階的な公共交通網計画の検討をします。

６－５－３．防災への予防・対策

立地適正化計画における災害リスクの高い地域の居住地からの誘導、様々な災害リ

スクに対応するための国土強靭化地域計画、野辺地町流域治水プロジェクト等との連携を図り、防災への予防・対策を検討します。
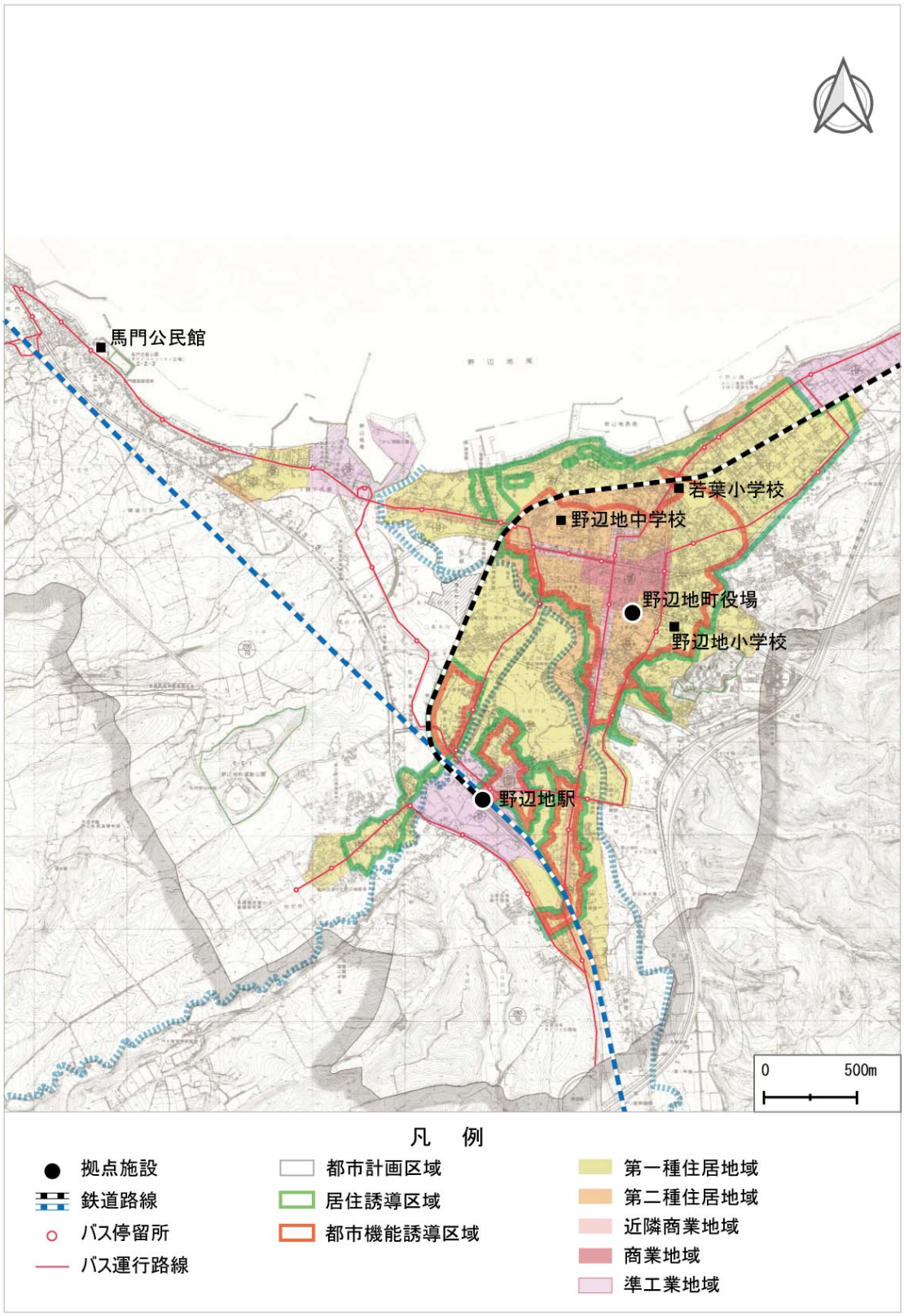
図 128　誘導区域図